

# 岡山県立津山高等学校図書館相互貸借における貸出規定

(目的)

第 1 条 岡山県立津山高等学校図書館(本校図書館)は、「学校図書館法」第4条第5号の精神に基づき、岡山県内高等学校の図書館資料を有効に活用し、教職員・生徒の要望に適切に応じるため相互貸借を行う。

第 2 条 岡山県高等学校図書館相互貸借規程により、相互貸借を行うための貸出条件を明示するために本規定を定める。

(貸出資料の範囲)

第 3 条 本校図書館の運営上支障がない範囲で、本校資料を貸し出すものとする。ただし、下記の資料については貸出を行わない。

【貸出を行わない資料】

- ・参考図書
- ・1年以内に出版された本
- ・貸出上位の本
- ・ライトノベル
- ・マンガ
- ・雑誌・新聞
- ・創立記念文庫・光吉文庫・景山文庫
- ・和装本
- ・備品図書

その他、本校図書館の運営上必要とする資料については、貸出を行わない。

(貸出資料の数)

第 4 条 同時に貸出できる資料の数は、1校につき10冊とする。

(貸出期間)

第 5 条

- 1 資料の貸出期間は、本校図書館が貸出処理をした日から 14 日以内とする。
- 2 貸出期間の延長は、予約がない場合に限り、1回のみ 14 日の延長を行う。
- 3 貸出期間内であっても、本校で貸出資料が必要となった場合は、借受館に当該資料の返却を求めることができる。

(貸出の手続き)

第 6 条

- 1 資料を貸し出す際には、相互貸借システム、あるいはメール・FAX・電話での申し込みを受け付ける。
- 2 借受館の申し込みに応じられないときは、その旨を通知しなければならない。

(資料の受け渡し)

第 7 条

- 1 資料の受け渡しは、郵送・宅配便・メール便・職員の手渡しなど、安全かつ確実な方法により行うものとする。
- 2 貸借資料を発送する時は、荷造りを厳重に行う。

(経費)

第 8 条 資料の受け渡しに際して経費が生じた場合は、原則として借受館が負担する。清算方法は双方で協議して決めるものとする。

(借受館の責任)

第 9 条

- 1 借受館は、本校図書館資料の貸出申し込みをした時点で、本規定に同意したものとする。
- 2 借受館は、貸借資料を受領した時から、当該資料を返送し貸出館が受領するまでの期間の全責任を負うものとする。
- 3 貸借資料を亡失又は破損した場合には、現品又は相当する代価を弁償するものとする。

(その他)

第 10 条 上記事項以外で疑義が生じた場合は、本校図書館と借受館で協議し処理するものとする。

付則

- 1 この規定は、平成 27 年 1 月 5 日から実施する。